

特集

インターネット放送にかかる 実演家の権利のあり方 …… 2

「バリュー・ギャップ問題」の解決に向けて …… 4 ——EU新指令採択——

CPRA ニュース

VOL. 93

JUL. 2019

CONTENTS

MOVEMENT …… 6

ACTION …… 7

COLUMN/ESSAY …… 8

実演家にレコード演奏権・伝達権を

Nakai Hidenori

芸団協CPRA法制広報委員会 委員長
一般社団法人日本音楽事業者協会 専務理事

中井秀範

巻頭から、やや聞き慣れない「レコード演奏権・伝達権」というタイトルで失礼します。「レコード」を「演奏」ってどういうこと？「伝達」って？という疑問を持たれる方も沢山いらっしゃることでしょう。海外で生まれた権利を日本語に翻訳するとよくこのようなことがおこるのですが、平たく言えば、「市販された音源を店舗等で聴かせる目的で利用する場合に適用される権利」です。音楽を聴かせることを主目的とする場所だけでなく、飲食店、美容院、ホテル等々のお客様が集まる場所で、音楽CDやダウンロード音源、有線放送、インターネット音楽配信サービスを使って聴かせる行為が、レコードの演奏・伝達にあたります。

ところがこの権利、日本では、作詞家、作曲家には与えられているのに、アーティスト（実演家）とレコード製作者には無いのです。では、日本以外の国々ではどうなのかといいますと、レコードに対して付与されている権利の形態がちがう米国を除くと、ヨーロッ

パのみならずアジア諸国でも、ちゃんと、この実演家、レコード製作者の「レコード演奏権・伝達権」は認められています。特に韓国では、2016年の著作権法改正を受けて演奏権の対象範囲が拡大されました。政府主導による権利拡大が実現したわけです。PSYやBTSなどのK-POPの世界展開のみならず、国内の権利保護の観点からも韓国の後塵を拝している状況です。昨年7月に署名された「日EU経済連携協定」でも、本件に関する協議の継続条項が第14章（知的財産）第12条「レコードの利用」に規定されています。

このように、店舗等では実演家、レコード製作者にレコード演奏権・伝達権が認められていない我が国ですが、インターネット放送では、とても強い許諾権が認められています。つまり、ウェブキャスティングする際に、市販されている音源を使いたければ、曲ごとにいちいち権利者に、事前に許諾を得なければなりません。勿論、使用料を支払う能力があるかどうか疑わしい

利用者である場合もありますし、使用形態が権利者の意にそぐわない場合もあるかもしれません。しかし、それはまた著作権制度とは別の法的救済の手段も駆使して解決にあたればよいと思います。

諸外国（米国を含む）では、使用楽曲の多さや権利処理の効率化を配慮し、報酬請求権（法定許諾、強制許諾含む）として集中管理団体によって一元管理されているのが一般的です。

国際条約では「公衆への伝達」というくくりで報酬請求権が与えられているレコード演奏・伝達とインターネット放送に関わる我が国の著作権制度は、一方では世界的潮流に逆らって権利を認めず、その一方で諸外国には比して大変強い許諾権を認めているという、非常にバランスの悪いものと言わざるを得ません。知財立国の旗を掲げる以上、我が国も、ガラパゴス化を脱し、一刻も早く、諸外国並みの制度の改正が必要であると考えます。

インターネット放送にかかる実演家の権利のあり方

IFPIによると、世界のレコード産業の売上は、前年比9.7%上昇した。

この一因に、音楽配信サービスの売上が前年比21.1%上昇したことが挙げられる。

インターネット放送など音楽配信サービスが広がる中、実演家の権利はどのようにあるべきなのか。

日本の実務やアメリカの著作権制度にも詳しい安藤和宏東洋大学法学部教授にお話を伺った。

——日本の音楽配信サービスはどのような状況でしょうか。

1998年以降、オーディオレコードの生産金額は減少していますが、2013年以降、有料音楽配信の売上は増加し、2018年の総売上は、前年度より増加しました。なかでもサブスクリプションサービスは前年比133%と好調で、ダウンロードを逆転しました。私の大学の学生も、半数近くがサブスクリプションサービスを利用している状況です。

——日本には「送信可能化権」がありますが、国際条約や諸外国はどうですか。

WIPO実演・レコード条約（WPPT）では、レコードに固定された実演に、許諾権である「利用可能化権」と、「公衆への伝達」に報酬請求権を与えています。「利用可能化権」はオンデマンド型音楽配信サービスに適用され、放送と同時に送信するサイマルキャストや、インターネット独自で一方向的に配信するウェブキャストのようなインターネット放送は「公衆への伝達」にあたり、報酬請求権が適用されます。諸外国でもイン

ターネット放送に報酬請求権を適用する国がほとんどです。日本は、インターネット送信に「送信可能化権」という許諾権が一律に適用され、世界では特異な制度となっています。ここに、日本で、インターネット放送があまり流行っていない一因があるのではないかと考えています。

——なぜ許諾権の適用が一因なのか。実演家に不利益があるのでしょうか。

日本では、配信事業者は原盤権を保有するレーベルに許諾申請します。レーベルは許諾できる原盤か確認し、原盤を特定して許諾します。つまり、一部の原盤を除き、レーベルに利用可否の権限があります。配信事業者はレーベル毎に原盤使用料を支払うことになり、大変な作業となります。

そして、レーベルはレコーディング契約に基づいて、実演家に使用料を分配しますが、昔の契約書には音楽配信について記載されておらず、そもそも契約書がないことすらあります。また、配信事業者間で明細書の書式が統一されていないうえ、実演家への分配は手作業となるため、レーベルにとって大きな負担です。また、レーベルから実演家に支払われる使用料は、配信価格の1～2%程度です。しかも、レーベルは契約書を交わしていないスタジオ・ミュージシャンについて一括払いの演奏料によって権利処理されていると理解しているため、使用料は一切分配されません。

一方、アメリカには強制許

諾制度があり、権利処理が簡便で、実演家にも適正な使用料が分配されています。

——アメリカの強制許諾制度について聞かせて下さい。

アメリカには、日本のような著作権隣接権制度がありません。日本でいう原盤、すなわちサウンドレコーディング（録音物）は、製作者（プロデューサー）と実演家との共同著作物と考えられています。製作者と実演家とは同等の立場とされています。サウンドレコーディングには、デジタル音声送信権が付与されています。この権利は、デジタル形式でサウンドレコーディングを送信する排他的独占権です。ただ、一定の要件を満たす場合には、配信事業者は許諾を得ることなく、既定の使用料を支払うことで、アメリカ国内の全てのサウンドレコーディングを使用できます。

アメリカ著作権法に、一定の要件が詳細に定められています。例えば、リスナーが自分の聴きたい曲を選択できないこと、配信曲を事前に告知しないこと、送信中に曲名、アーティスト名などを表示すること、同じアーティストの曲や同じアルバムから複数曲を3時間以内に送信する場合には曲数制限に従うことなどです。オンデマンド型音楽配信サービスと競合しないよう配慮しているのです。

配信事業者は、一定の要件を満たすサービスに強制許諾制度を利用できます。配信事業者はサービス開始前に、著作権局に使用通知書を提出する必要があります。そして、支払明細書や使



用報告書と共に、SoundExchangeに使用料を支払います。これとは別に、サウンドレコーディングに含まれる音楽著作物について音楽著作権集中管理団体等から許諾を得る必要があります。

——SoundExchangeとは、どのような団体なのでしょうか。

2003年に設立され、国から唯一の指定を受け、強制許諾制度に基づく使用料の徴収・分配を行います。全ての強制許諾制度の利用者は、SoundExchangeに使用料を支払い、レーベルや実演家は、SoundExchangeから使用料の分配を受けます。分配額の推移をみると、インターネット放送の大手Pandora Radioがレーベル分について直接使用料を支払ったため、2017年に一時期落ち込みましたが、右肩上がりで、2018年には9億5,280万ドル、つまり1,000億円以上を分配しています。

支払われた使用料は、レーベルに50%、実演家に50%で分配されます。つまり、アメリカではインターネット放送からの使用料はレーベルと実演家とで「50：50」なのです。日本は1～2%程度ですが、アメリカでは50%なので、実演家にとって有利なものです。

——日本も、アメリカのような強制許諾制度の導入が望ましいのでしょうか。

アメリカの強制許諾制度にもメリット・デメリットがあります。いくつかの選択肢と比較してみましょう。制度改正を伴うのであれば、強制許諾制度、報酬請求権、権利制限+補償金請求権という三つの選択肢が考えられます。さらに制度改正を伴わない、集中

管理も考えられます。

まず、強制許諾という法制度です。これは強制許諾の要件を満たせば、誰でも自由にインターネット放送することができるというものです。強制許諾制度の利用には、配信事業者による著作権局への登録が要件となり、その所在、身元が明らかとなるため、権利行使の実効性が高いのがメ

リットです。そして、アウトサイダー問題も生じません。一方、デメリットとして、配信事業者が強制許諾制度を利用せず、レーベルから直接許諾を得ることも可能なため、レーベルから実演家への適正な使用料の分配が行われなかった可能性があります。しかし、このデメリットは、実演家が送信可能化権をレーベルに譲渡しても、集中管理団体にのみ譲渡可能な報酬請求権を実演家に与えるという法制度の導入で解決できます。実際、スペインがこの制度を採用しています。その他のデメリットとして、ローマ条約により、ウェブキャストのためのサーバーへの複製には、強制許諾制度が認められない可能性もあります。

次に、インターネット放送を報酬請求権の対象とする法制度です。放送や有線放送など公衆送信の諸概念を見直して、インターネット放送を報酬請求権（二次使用料）の対象とするものです。配信事業者は許諾を得ずに、使用料さえ支払えばよく、インターネット放送の促進が期待できます。また、指定団体が使用料の徴収・分配にあたるため、実演家への適正な使用料が確保されます。一方、報酬請求権では、配信事業者が使用料を支払わなかったとしても、配信行為の差止めができません。また、ニアオンデマンド型のインターネット放送が濫立すると、音楽CDやオンデマンド配信と競合するおそれもあります。

最後に、権利制限+補償金請求権という法制度です。送信可能化権を一定のインターネット放送に限って権利制限し、レコード製作者と実演家に補償

金請求権を与えるものです。そして、権利制限に詳細な要件を付すことで、音楽CDやオンデマンド配信との競合を避けることも可能です。要件に、登録制度を採用することで、権利行使の実効性を高めることもできるでしょう。しかし、報酬請求権制度と同様に、差止めができないという問題が生じます。

——集中管理をする場合はどうでしょうか。

著作権等管理事業法に基づいて、送信可能化権を集中管理するという選択肢ですね。管理事業者には応諾義務があるため、原則として利用許諾を拒めず、インターネット放送の促進が期待できます。ただ、実演家だけでなく、レコード製作者の権利も著作権等管理事業法に基づいて集中管理されなければなりません。さらに、アウトサイダー問題も生じます。配信事業者は、管理外の実演家を使用しないこともあり得ますが、魅力あるインターネット放送は実現できません。

——安藤先生はどの法制度が望ましいとお考えでしょうか。

アメリカや欧州はインターネット放送について、実演家とレコード製作者の分配比率は「50：50」です。また、日本の放送二次使用料では、実演家とレコード製作者間で「50：50」が実現されています。したがって、放送類似サービスのインターネット放送も「50：50」が当然実現されるべきです。そのための制度設計は、日本の著作権制度の体系や実務も踏まえつつ、選択肢を組み合わせたり、選択肢のデメリットを解決する仕組みも併せて検討すべきです。各国の経験を踏まえ、「いいとこ取り」もあるでしょう。私個人は「強制許諾制度+スペイン法アプローチ」がいいと思います。なお、欧州では、オンデマンド型音楽配信サービスについて、実演家に対してどのように適切な対価が支払われるべきかが議論されています。この点も視野に入れる必要があるでしょう。



「バリュー・ギャップ問題」の解決に向けて——EU新指令採択——

YouTubeのように、利用者が大量にアップロードしたコンテンツに、公衆がアクセスできるようにするサービスのプロバイダが、それらのコンテンツから得ている収益と、プロバイダからコンテンツの権利者に還元される報酬が不均衡である、いわゆる「バリュー・ギャップ」が大きな問題となっている。この問題に対処すべく、EUにおいて指令案が検討されているとCPRA news vol.87(2018年1月)で紹介したが、6月、同指令がついに発効した。これまでの経緯や指令の概要について報告する。

指令とは、EU基本条約に基づき制定される法令である。EU加盟国は指令で定められた政策目標を達成するため、期限内に国内法の改正等を行わなければならないが、どのような措置を講ずるかは各加盟国に委ねられている。

今回採択された「デジタル単一市場における著作権及び関連権に係る欧州議会及び欧州連合理事会指令(“Directive of the European Parliament and of the Council on Copyright and related rights in the Digital Single Market”.以下「新指令」という。))は、(1)著作物等のデジタル利用に関する権利制限、(2)EU域内での国境を超えたオンライン・コンテンツ利用の円滑化及び(3)創作者及び報道機関にとり、より公正なオンライン環境の整備について、加盟国が国内法で定めるべき内容を規定している。いわゆるバリュー・ギャップ問題への対応については、「オンライン・コンテンツ共有サービスプロバイダによるコンテンツの利用(第17条)」に規定される。

バリュー・ギャップ問題への対応

バリュー・ギャップが生じるのは、YouTubeのようなオンライン・コンテンツ共有サービスが権利者の許諾を得ずに運営される、又はプロバイダ側に有利な条件でしかライセンス契約できないためである。その大きな要因として、次の二点で法律が不明確なこと

が挙げられる。

第一に、コンテンツをアップロード等する行為、すなわち公衆への伝達行為又は利用可能化行為について、権利者はライセンス契約を締結し、報酬を得ることができる。しかし、公衆への伝達行為又は利用可能化行為を行うのは誰か、コンテンツをアップロードする利用者だけでなく、アップロードされたコンテンツに公衆がアクセスできるようにするプロバイダも含まれるのか、明確ではなかった。

第二に、既存の指令(電子商取引指令第14条)では、ホスティング・サービスプロバイダは、利用者の違法行為等を知らなければ免責される他、権利者からの通知を受けた場合でも、ただちに違法情報を削除、または違法情報にアクセスできないようにすれば(いわゆる「ノーティス・アンド・テイクダウン」)、法的責任を負わないと規定している。この規定が、オンライン・コンテンツ共有サービスプロバイダに適用されるのか、不明確だった。

そのため加盟国によっては、オンライン・コンテンツ共有サービスプロバイダ側に有利な判決を出す裁判所もあったことから、権利者は、オンライン・コンテンツ共有サービスプロバイダ側に提示する不利な条件を飲むか、ライセンスを拒否して、無許諾コンテンツについて、ノーティス・アンド・テイクダウン手続を取り続けるか、選択を迫られることもあった。

新指令第17条により、オンライン・コンテンツ共有サービスプロバイダ

が、利用者のアップロードしたコンテンツに公衆がアクセスできるようにする行為は、公衆への伝達行為又は利用可能化行為であると、加盟国は規定しなければならない。したがって、オンライン・コンテンツ共有サービスプロバイダは、行為主体としてライセンス契約の締結など、権利者から許諾を得なければならない。なお、ライセンス契約には利用者の行為も含まれるため、利用者が非営利目的でコンテンツをアップロードする際に、別途権利者から許諾を得る必要はない。

次にオンライン・コンテンツ共有サービスプロバイダが権利者から許諾を得られず、利用者が無許諾アップロードをした場合、電子商取引指令第14条は適用されず、別の条件が課されることとなった。すなわち、責任を問わないためにオンライン・コンテンツ共有サービスプロバイダは、①権利者から許諾を得るために最善の努力をしたこと、②権利者が情報提供をしたコンテンツが自身のウェブサイト上で利用できないよう、最善の努力をしたこと、③権利者からの通知を受け迅速に違法コンテンツを削除または違法コンテンツにアクセスできなくしたこと。そして、その違法コンテンツが将来的にアップロードされないよう最善の努力をしたこと、を証明しなくてはならない。これにより、オンライン・コンテンツ共有サービスプロバイダには、ノーティス・アンド・テイクダウンだけでなく、同じ侵害コンテンツが繰り返しアップロードされないようにする

「ノーティス・アンド・ステイダウン」の義務も課されることになる。

ただし、新興企業保護の観点から、EU域内でサービス提供を始めて三年未満かつ年間売上高1000万ユーロ未満のオンライン・コンテンツ共有サービスプロバイダは、①とノーティス・アンド・テイクダウンの条件のみを満たせば、責任は問われない。ただし、月間ユニーク訪問者数の平均が500万人を超えると、ノーティス・アンド・ステイダウンの条件も課されるようになる。

最初に出された新指令案では、ウェブサイト上で権利者が特定したコンテンツが無断利用されないよう、プロバイダが講じる措置として、コンテンツ識別技術が例示されていた。そのため、権利制限に基づく利用など、適法コンテンツも自動的に削除されてしまうのではないかと、ひいてはインターネットが検閲され、表現の自由が脅かされるのではないかと、との不安が一般市民の間に広がり、新指令への大規模な反対運動につながった。

採択された新指令の最終テキストでは、コンテンツ識別技術という記述はなくなり、欧州委員会は関係者対話を設置するとともにヒアリングを行い、その結果を踏まえて、第17条の適用、とりわけ①から③の条件を満たす具体的措置についてガイドラインを作成することとなった。本条の規定に反対していたYouTubeは、最終テキストは、以前より改良されたとしつつも、今後意図しない結果をもたらす可能性があるとして懸念を示している。そして今後は、新指令が与える影響について分析の上発信し、各加盟国の履行状況を注視するとともに、前述の関係者対話への参加も含め、権利者との協力システムを見出すとしている^{※1}。

著作者及び実演家への公正な報酬

新指令では、実演家にとって重要な内容がもう一つ組み込まれた。著作者及び実演家は、著作権等をライセンス

又は移転する際に、契約上弱い立場に置かれることが多い。そのため、著作者及び実演家が適切な報酬を得ることができるよう、新指令では次のような規定が設けられた。

①著作権等をライセンス又は移転した際に、著作者及び実演家は適切な報酬を得る権利が与えられる。特に報酬の一括払いは、あくまで例外であり、通例としてはならないと前文に明記された。

②自分たちの得た報酬が、そのコンテンツの経済的価値と比べて適切かどうか判断する上で情報が必要である。そのため、ライセンス先又は権利移転先は、少なくとも一年に一度、定期的にコンテンツの利用に関し著作者及び実演家に対し情報提供しなければならない。その情報とは、コンテンツの利用形式やコンテンツの利用から生じた全収益などである。

③コンテンツが大ヒットした場合など、契約時に合意した報酬が、その後のライセンス先等の収益に比べて著しく低い場合、著作者及び実演家には追加報酬を請求する権利が与えられる。

④著作権等を独占的にライセンス又は移転したが、ライセンス先等が、そのコンテンツを市場に流通させなかった場合、著作者及び実演家には、ライセンス先等に利用期限を通知し、期限経過後に、当該ライセンス又は権利の移転を終了させるか、あるいは独占ライセンスであることをやめ、他にもライセンスできるようにする権利が与えられる。

国際音楽家連盟(FIM)等4つの実演家組織は、“Fair Internet for Performers!”のキャンペーンを行い、利用可能化権譲渡後も、実演のオンデマンド利用に対し公正な報酬を受ける権利を実演家に付与すること、そしてその権利を実演家が放棄できないようにし、権利管

理団体によって管理されることを新指令に規定するよう求めてきた。

そのような文言は入らなかったものの、新指令は正しい方向への最初の一歩である、と評価している。そして、新指令の履行段階において各加盟国の法令に、上述のような規定が盛り込まれるよう、働きかけていくとしている^{※2}。

今後の展望

前述のとおり、第17条を巡って、EU加盟国内では新指令への強い反対運動が起きた。その影響もあってか、欧州連合理事会での新指令採択にあたっては、フィンランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポーランド及びスウェーデンが反対票を投じ、ベルギー、エストニア及びスロベニアは棄権した。また大規模なデモ行進が行われたドイツは賛成票を投じたものの、第17条に関し声明を出した^{※3}。すなわち、同条はオンライン・コンテンツ共有サービスでのコンテンツの利用に対し、著作者及び実演家が適切な報酬を得られるようにすることを目的としており、オンライン・コンテンツ共有サービスプロバイダの責任免除条件のうち①が、本条履行の上で重要である。本条の対象は、市場独占的なオンライン・コンテンツ共有サービスプロバイダであることを明確にし、表現の自由と利用者の権利を守るためコンテンツ識別技術の導入は可能な限り避けるべきである、との考えが示されている。新指令賛成派、反対派のロビー活動は、各加盟国レベルへと場を移している。今後、加盟国でどのような法改正等が行われるのか、注視していきたい。

(芸団協CPRA事務局 樫野睦子)

※1 : <https://www.youtube.com/saveyourinternet/>

※2 : <https://www.fair-internet.eu/eu-parliament-adopts-copyright-directive-final-text/>

※3 : Statement by Germany on Draft Directive of the European Parliament and of the Council on Copyright and Related Rights in the Digital Single Market and Amending Directives 96/9/EC and 2001/29/EC (first reading) (2016/0280 (COD), p.2)

松武運営委員が、ジャン・ミシェル・ジャールCISAC会長と対談

5月30日、著作権協会国際連合(CISAC)総会の東京開催に合わせ来日したジャン・ミシェル・ジャール会長と、松武秀樹芸団協CPRA運営委員が対談した。ともに著名なシンセサイザー音楽家の二人は、シンセサイザーの話で盛り上がったのち、著作権を巡る問題について議論した。

ジャール会長からは、先般採択された新EU指令に関し、CISAC会長として、そして一アーティストとして積極的に運動してきた経緯が熱く語られた。とりわけ、「スマートフォンがスマートなのは、我々の作品を使えるから。新EU指令は、インターネット上で我々の作品を使用することを禁じてはいない。使用するなら、アーティストや著作者をリスペクトし、相応の報酬を支払うよう定めたことに意義がある」と、YouTubeのようなオンライン・コンテンツ共有サービスプロバイダによるコンテンツの利用について定めた条文の重要性を強調した。

また、松武委員が「今の若者は、音楽は無料だと思っており、その音楽ができるまでに、沢山の努力があり、多くの人が携わっていることが全く教えられていない」と指摘すると、ジャール会長は「仰る通り。創造の価値を教えることが大切。GoogleのようなIT企業は、アーティストや著作者を守る立法はクールではない、そのような立法により表現の自由は失われる、と、特に若者にPRしたが、実際はその逆である。アーティストや著作者が自分たちの作品に対し相応の見返りを得て、生活できなければ、それこそが表現の自由の大きな障害となる。なぜなら、彼らが表現をしなくなってしまうからだ」と同意した。

松武委員から、「日本でも、創造のサイクルを絶やさないために、高い著作権保護を実現していかななくてはならない。ぜひお力添えいただきたい」と



述べると、ジャール会長は、「CISACとしても、新EU指令を一つのモデルとして、他の国々に広めていきたい」と快諾するとともに、「松武さんのような知名度のあるアーティスト自ら、著作権保護の重要性を訴えていかないと、第二のYMOは生まれない」と激励した。

今回の総会開催は、JASRACが創立80周年記念に招致したもの。JASRACは理事団体として、CISACで中心的役割を果たしている。対談の詳細は、7月25日発行の「サウンド＆レコーディング・マガジン」に掲載される予定。

2019年度SCAPR総会開催

5月14～16日の3日間、ブラジル・サンパウロにてSCAPR（実演家権利団体協議会）総会が開催され、海外徴収分配委員会から椎名副委員長、内海委員、事務局から小島海外業務課長が参加した。

本総会では、来年度の予算案及び会員異動についての審議のほか12名中3名の理事の改選やGDPR（EU一般データ保護規則）の施行に伴う契約書ひな型の改訂などが行われた。



来年度予算については、VRDB（作品データベース）についてもその運用が順調に進んでいることから予算の減額が提案され、問題なく可決された。またアメリカSoundExchange及びThe FundのSCAPR退会を受けて各団体の負担額が増えるのではとの質問が出されたが、SCAPR、IPD、VRDBいずれの会費についても新規加盟団体の増加に伴う収入増が見込まれるため、現会員団体への大きな負担はないとの説明があった。

会員異動については、3団体の退会、1団体の入会、3団体の正会員への格上げが承認され、会員数は正会員44、賛助会員17の合計47か国61団体となった。なお、来年度総会は5月にイタリア・ローマで開催することが決定した。

ナショナルレポートのセッ

ションにおいて椎名副委員長は、レコードの公衆への伝達に係る実演家の権利が、WPPTと日本の著作権法では大きく異なっていることから、見直しを求めて芸団協CPRAが運動していることを説明し、参加国から大きな関心が寄せられた。

また、2010年度より芸団協CPRAがアジア地域の団体を対象に実施している実務研修はSCAPR内でも高い評価を受けているが、アフリカ、中南米、アジアの団体設立・運営の支援に力を注いでいるSCAPR開発協力ワーキンググループより、アジア支援について今後共同でその方策を検討できないかとの打診があった。この件は海外徴収分配委員会を中心に議論することとなるが、芸団協CPRAとしてはこれからもより効果的な実りある支援を継続してまいりたい。

平成30年度実演家著作隣接権センター（CPRA）事業の概要について

6月27日に芸団協総会が開催され、平成30（2018）年度事業報告・決算が承認された。平成30年度実演家著作隣接権センター（CPRA）事業の概要について報告する。

1. 平成30年度徴収・分配実績

①徴収実績

平成30年度の徴収総額は、概ね横ばいとなった。二次使用料等（録音使用料及び送信可能化使用料含む）の徴収額は、広告料収入の落込みから一部の民放局からの二次使用料等に減少がみられたが、過年度に発生した送信可能化使用料を遡って徴収した影響等により全体としては増加した。一方、貸レコード使用料・報酬の徴収額は、音楽ストリーミングサービスの成長に伴い、CDレンタル市場の縮小が進んでいることから、大きく減少した。その他、私的録音補償金の受領額は僅かなものとなった。

送信可能化使用料については、放送と通信が連携するサービスが続々と開始しており、徴収実績が増加する傾向にある。放送番組の配信サービスに対応するべく、管理事業が円滑に行われるよう努めている。

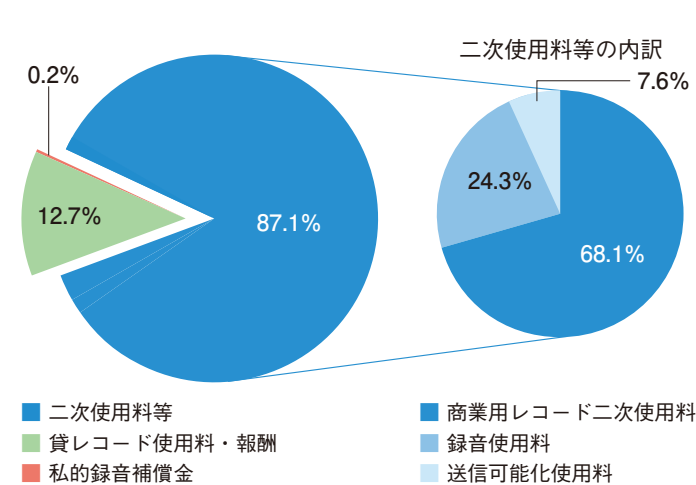
今後、放送事業者等との協議の中で、商業用レコードの使用についてルールを定めつつ、金額の取決めを行い、徴収を進める予定である。

②分配実績

国内分配のうち、商業用レコード二次使用料、貸レコード使用料・報酬、録音使用料、送信可能化使用料、私的録音補償金について、例年同様管理委託契約約款及び分配規程に基づき、適正に分配を行った。

また分配業務のさらなる精度向上のため、委任管理・データセンターの拡充を図り、権利委任団体間のデータ共有を行い、業務の効率化を進めた。

図1：平成30年度徴収額の内訳（徴収総額：8,593百万円）



③海外業務

21団体から徴収を行い、33団体及び21のエージェントに分配を行った。また、新たに2団体と協定を結び、協定締結国は31か国41団体となった。

2. 法制広報業務

①著作権・著作隣接権を巡る課題の解決に向けた活動

著作権分科会をはじめとする関係省庁等の会合における議論に積極的に参加するとともに、意見表明を行った。

②『CPRAnews』の発行、ウェブサイトの運営

CPRAの活動を周知し、実演家・権利者を取り巻く社会状況への理解を深めるため『CPRA news』を年4回発行した。また、ウェブサイトを運営し、CPRAの業務概要、実演家の権利等について情報を発信した。

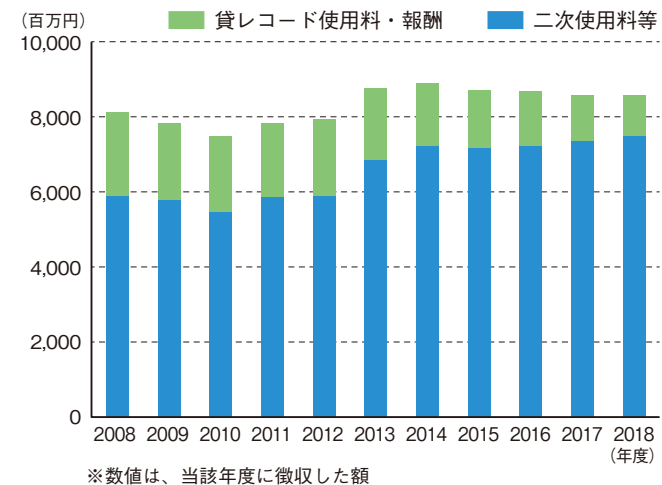
③著作権・著作隣接権制度の普及啓発事業への協力

関係団体等の活動に協力し、講師派遣や国外からの研修生、視察の受入れ等を行った。



マレーシアより国内通商・消費者省大臣らの視察を受入れ（2018年11月）

図2：レコード実演に関する徴収額の推移



私的録音録画補償金制度早期見直しを求めて要望書を提出

2019年4月24日、椎名芸団協常務理事は、いではく日本音楽著作権協会会長らとともに、私的録音録画補償金制度早期見直しを求める要望書を甘利明自民党知的財産戦略調査会会長に手渡した。同要望書では、録音・録画専用機器等の速やかな政令指定を求めるとともに、パソコン、スマートフォンなどの私的録音に用いられる汎用機器について、当該機器で私的録音する者からのみ徴収する仕組みの構築を求めている。

レコード演奏権・伝達権について要望書を提出

2019年4月24日、芸団協は国際音楽家連盟（FIM）、国際レコード産業連盟（IFPI）及び日本レコード協会と連名で、セシリア・マルムストローム欧州委員（貿易担当）及び河野太郎外務大臣に宛てて、日EU経済連携協定実施にかかる要望書を提出した。

2019年2月に発効した日EU経済連携協定第十四章十二条は、「両締約国は、レコードの利用についての保護に関する国際的な基準の重要性に十分な考慮を払いつつ、公衆に対するあらゆる伝達のためのレコードの利用についての十分な保護に関し引き続き討議することに合意する」と規定している。レコード演奏権・伝達権は全EU加盟国ほか150以上の国々において導入されているが、日本では実演家及びレコード製作者に付与されていない。要望書では、この課題解決のため、検討フォーラムの早期設置を強く求めている。

5月24日付けでマルムストローム委員より、第十四章十二条の音楽産業における重要性を理解しており、本件その他著作権の課題は、経済連携協定の下に設置される第一回知的財産委員会で検討さ

れるのが最も適切と考えるとの回答があった。なお、同委員は、原則、第一回知的財産委員会は、2019年末までに開催すべきとしている。

改正放送法が成立

2019年5月29日、第198回通常国会において改正放送法が成立し、6月5日に公布された。

NHKのインターネット活用業務の対象が拡大され、放送番組のインターネットへの常時同時配信の実施が解禁された。それに伴い、実施基準の認可要件見直しや実施計画の公表義務等も規定された。このほか、情報公開の義務付けや監査委員会のチェック機能強化など、NHKグループの適正な経営確保のための規定も盛り込まれた。改正法は今年度中に施行され、NHKは放送受信世帯を対象に常時同時配信を開始する見込みである。

第5次規制改革答申が決定

2019年6月6日、規制改革推進会議は「規制改革推進に関する第5次答申～平成から令和へ～多様化が切り拓く未来～」をまとめ安倍晋三首相に提出した。

「Ⅱ 5. (5) イ 電波制度改革」では、「同時配信等に係る著作権隣接権の取扱いなど制度改革を含めた権利処理の円滑化について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、運用面の改善を着実に進めるとともに、制度の在り方についての必要に応じた見直しを本年度中に行うため、年度内早期に関係省庁で開始される具体的な検討作業の状況について注視していく。」と記載されている。

芸団協CPRAはこの問題について引き続き、同時配信に限定せず、レコードの「公衆への伝達」に係る全体的な権利の見直しによる解決を求めていく予定。

金井文幸

芸団協CPRA運営委員会副委員長
一般社団法人日本音楽制作者連盟常務理事

今年も5月の連休から秋まで毎週のよう
に全国各地で音楽フェスが開催されます。
幸いなことに今年のフェス興行は概ね活況
で、券売状況も順調と聞いています。

このような中、チケット不正転売禁止法
が6月14日に施行されました。ここ数年間、
いくつかの転売サイトでは券面価格数千円
のチケットが数万円から、極端な場合には
数十万円で取引されていたので、購入
者には相当な負担がかかっていたといえま
す。そもそも転売目的による買い占めが横
行し、人気公演のチケットは申し込んでも
確保できないという問題も起きていまし
た。さらに公演によっては、高額転売を防
止する目的で入場者の本人確認を行って
いますが、このような対策も結果的に購入
者の負担に繋がっています。

このように高額転売問題は、単に経済的
な負担だけでなく、ライブ・エンタテイン
メント・ビジネスの将来を脅かす問題に
なっていました。新法は、音楽コンサート
に限らず、演劇、ミュージカル、お笑いか
ら野球やサッカー等のスポーツまで幅広い
興行に網をかけ、興行主の同意なく該当チ
ケットを高額転売することを規制する内容
になっています。ただし、座席指定なのか
あるいはスタンディング形式なのか、特定
日の公演なのかまたは連続公演のかな
ど、公演内容によっては規制の対象から除
外される場合もあります。また、公演主催
者や業界団体側にもいくつかの要件が課さ
れています。具体的には、販売サイトやチ
ケット券面への必要事項の表示やチケット
の二次流通システムの整備等といった内容
です。このような対応策を整えることは、
もちろん容易なことではありませんが、関
係団体が協力して、以前のように様々な
エンタメファンの皆さんが安心してチケッ
トを購入し、会場へ足を運んでいただけるこ
とを目指します。



CULTURE FIRST

はじめに文化ありき

CPRAは、関係団体とともに、
文化を大切に社会の実現を求め
活動しています。

<http://www.culturefirst.jp/>